

とちぎ 米麦改良

平成31年1月
第116号

(公社)栃木県米麦改良協会
宇都宮市平出工業団地9番地25
☎(028)616-8700



新年のごあいさつ

(公社)栃木県米麦改良協会 代表理事会長 高橋 武

新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、会員並びに関係者の皆様に新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には日頃より、当協会の事業推進に多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

30年産の稲・麦・大豆の作柄についてですが、水稲は10月15日現在の作況指数が102の「やや良」であり、例年になく早期に梅雨明けし、高温少雨による障害や収穫期の降雨による品質低下が懸念されましたが、品質も悪くは無いようです。種子場では、採種計画で予定した契約数量をほぼ確保できる見通しです。

麦類は、冬季の低温乾燥により穂数が不足し、収量は「並」から「やや不良」でありましたが、種子につきましては、穂数が少なかったものの粒の充実がよく契約数量の103%でした。大豆につきましては、ここ数年作柄が不安定ですが、今年の作柄は今までのところ順調推移しており、必要量は概ね確保できる見通しです。

さて、主要農作物種子法が昨年の4月より廃止されましたが、栃木県農協中央会及び全農栃木県本部とともに、栃木県に対しまして、種子生産供給体制の制度化を要請しているところです。県、当局においても、種子生産確保の重要性に鑑み、基本的には、現行体制を継続する方向であると聞いておりますが、種子法廃止後の主要農作物種子供給のあり方について、検討会で協議していくとのことですので、この検討会に参加し、種子生産供給体制が維持されるよう引き続き要請してまいります。

種子生産の制度が議論されているこの機に、米麦改良協会のルーツを振り返ってみます。

当協会は、昭和32年11月、栃木県産米改良協会として発足、昭和38年4月栃木県米麦改良協会と改称、その後、昭和44年5月栃木県種子協会と、昭和57年7月栃木県受検組合連合会と合併し、この3組織の関係団体で組織を再編し、主要農作物の種子確保対策、県産米麦の品質改善、受検対策等を主要事業として活動する組織が誕生しました。これが現在の協会の原点です。

その後、組織の公共性を法的に位置づけるため昭和60年5月に主要農作物種子法に基づく事業を行う組織として、栃木県知事から社団法人の認可を受けました。

さらに、社団法人の制度改正にともない、平成25年4月より公益社団法人に移行しました。この時、本協会が業務として行う基本的な事業内容は変わらないものの、根拠法令が「公益目的事業を行う法人の認定に関する法律」となり、国民生活に不可欠な物質、エネルギー源である米、麦、大豆の安定供給と品質向上を図るといふ公益目的を掲げた組織として、公益法人の認可を受けました。

このような歴史的経緯も踏まえ、当協会といたしましては米、麦、大豆の種子確保対策を中心に、協会の原点である県産米麦の品質改善及び受検対策も継続して取り組み、公益社団法人として、国民生活に不可欠な米、麦、大豆の安定供給と品質向上に努めて参ります。

今後とも、皆様方のなお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますと共に本年が皆様にとりまして、幸多い年になることを心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。

平成31年産水稻の生産技術対策について

栃木県農政部経営技術課

1 平成30年産稲作の概要

本県の平成30年産水稻の作況指数は102の「やや良」となりました（全国98、関東100）。生育期間及び登熟初期の高温により品質への影響（乳白米、胴割米の発生）が懸念されましたが、全般には影響は少なく、収量は平年並でおむね良好でした。

なお、本県産米の玄米1等比率は94.1%（平成30（2018）年11月30日現在）で全国平均（81.2%）を上回っており、品質は良好です。

2 平成31年産水稻の生産技術対策

1) 土づくりの徹底

気象変動の影響を最小限に抑え、収量・品質を安定させるためには、稲体が好適な栄養状態を保つとともに、根張りを良くして登熟後期まで根の活力を維持させ、登熟の向上を図ることが重要です。そのため、2～3年おきの深耕、けいカル、ようりんや鉄分等を含む土づくり肥料、堆肥の施用など土づくりの徹底がポイントです。

2) 作期分散の稲づくり

近年、夏季の不順な天候（異常高温や低温・日照不足等）により、白未熟粒（乳白米）や胴割粒等の登熟障害が発生し、品質低下や減収を招いています。これらは特定の品種（コシヒカリ等）への作付け集中、出穂期の早まり、作期集中等が助長要因となっています。更に作期集中は、気

象災害や病虫害の発生時に被害が集中し、減収の要因にもなります。①被害等の危険分散のため移植時期を5月中旬まで拡大するとともに、品質向上の観点から4月田植えは行わない、②適切な水管理の実施が収量・品質の安定化のポイントになります。

また、③登熟期の高温による品質低下を避けるため、高温登熟に優れる「とちぎの星」への品種転換も対策の一つとなります。

3) 病虫害の適期防除

安定生産のため、収量・品質に大きな影響を与える病虫害の適期防除による被害軽減も重要なポイントです。

(1) イネ縞葉枯病

近年、イネ縞葉枯病の発生が県南部から中北部へと拡大しており、平成30年産において県中北部でも穂の出すくみや白穂が散見されました。被害を減少させるには、①抵抗性品種「あさひの夢」や「とちぎの星」の作付拡大、②病気を媒介するヒメトビウンカに効果的な薬剤の使用等がポイントです。特に、発生の多い地域では、箱施用剤散布と本田防除を実施し、併せて、抵抗性品種もウイルスの獲得源になる可能性があるため、罹病性品種と同様に効果的な薬剤で防除することが重要です。また、新規需要米（WCSを含む）、加工用米等の主食米以外の栽培においても、同様の取組をお願いします。

(2) イネ稲こうじ病

平成30年産は発生が少なかったものの、発生が多い年には病粒が種子や玄米等を汚染し、等級の低下を招く、種子糶への病粒混入によるクレーム等が問題になります。

発生要因は、①土壌中の菌量が多い（前年の発生が多い）、②多雨、低温、寡照等の気象条件、③多肥条件等であり、防除のポイントは、出穂20～10日前に効果の高い薬剤（銅剤等）を散布することです。この時期以外の防除は効果が低下するので、幼穂長等を参考に適期防除に努めてください。

(3) 斑点米カメムシ類

平成30年産米の品質は良好でしたが、2等以下の格付要因を見ると、その26%が斑点米カメムシ類による着色粒でした。被害軽減のためには、薬剤による防除も重要ですが、出穂前後に水田周辺のカメムシ類の密度を低くすることが基本であり、本田内の除草及び地域全体で休耕地や畦畔などの草刈りを適期に実施することがポイントです（図1）。

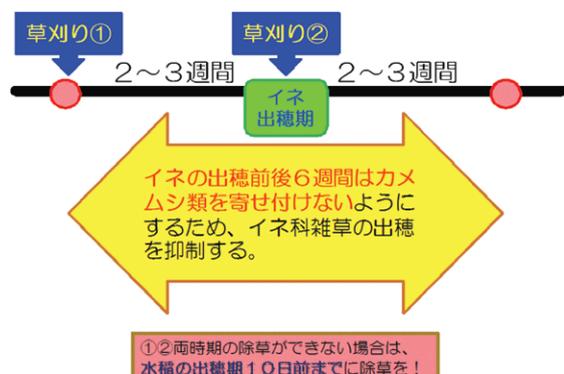


図1 畦畔2回刈のイメージ

4) 雑草イネの防除



写真1 雑草イネ（○の中）と玄米

雑草イネは、出穂2週間後から脱粒し、成熟期頃には大半が脱粒し、玄米の着色により収穫米に混じると異品種混入として扱われます。発生拡大防止のため、見つけたら徹底的に防除することが必要です。①発見したら株ごと抜き、ほ場外に持ち出し処分する、②発生ほ場の機械作業は最後に行い、作業終了後はよく洗い機械による拡散を防ぐ、③秋耕せずに雑草イネの糶を鳥に食べさせ、さらに冬の寒さで死滅させる、④イネ科雑草に効果が高い成分（プレチラクロール等）を含む初期除草剤を使用時期（範囲）の最も早い時期に使い、中期剤及び後期剤による体系防除を行うことです。発生を確認したほ場では、上記を徹底しましょう。対策を怠ると地域全体に拡散する可能性があります。新たに発生を確認した場合は、農業振興事務所やJAに相談してください。

31年産米の生産・集荷・販売に向けて

J A全農とちぎ 米麦部

1. はじめに

本会米麦事業につきましては、日頃より多大なるご協力・ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年産主食用米から国による生産数量目標の配分は行われず、生産者や集荷業者・団体が自主的な判断により「需要に応じた生産」を行い収益性の向上がはかれるよう、県農業再生協議会は市町農業再生協議会へ「県・市町の主食用米の作付参考値(面積)」を提示しました。さらに、JAグループは、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に係る米穀事業改革の一環として、「実需者への直接販売」、「買取販売」の拡大等へ取組みを進めています。需給見通しについては、平成31年6月末の民間在庫は188万トン(前年同月比▲2万トン)を見込んでいます。

米政策が見直され2年目となる平成31年産においても、生産者自らの「需要に応じた生産」によってその取組みを行うこととなり、計画的生産の実効性確保が課題となります。

私ども全農では、行政や関係機関とともに需給の均衡と生産者手取りの確保という視点をもってとりすすめてまいります。

2. 平成30年産の作柄概況

全国における主食用米の作付面積は138万6千ha(前年比1万6千ha増)となりましたが、天候不順の影響により作況指数は「98」の「やや不良」、予想収穫量は適正生産量735万トンを2万3千トン下回る732万7千トンとなりました。

一方で、本県における主食用米の作付面積は54,700ha(前年比1,100ha増)となり天候に恵ま

れ生育が順調だったため作況指数は「102」の「やや良」、予想収穫量は30万900トン(前年比2万7千5百トン増)、1等比率は93%(平成30年10月末時点)となっています。

3. 30年産米の集荷・販売状況

生産現場においては、兼業農家等小規模生産者から大規模生産者・法人への農地集積が進展し、法人等はJAを通さず消費者や業者等への直接販売が拡大しています。これまで、小規模生産者等からの出荷を中心としてきたJAにとっては、非常に厳しい集荷環境となり、今後もこの傾向は加速的に進むものと想定しています。このような環境のなかで本県では、「平成30年産生産・集荷・販売方針」及びその具体策に沿って、JA・全農が一体となった集荷結集に取り組みましたが、県本部への主食用米の販売委託数量は9万8千トンを見込んでいます。

販売面では、需給の改善を反映した複数年契約を主とした事前契約に取り組み、販売委託数量の約7割を事前契約で積み上げています。本会米穀課東京事務所では、31年産以降の「需要に応じた生産」を見据え、実需者への直接推進により県産米を安定的に使用する取引先への供給拡大と新規販売先の開拓に取り組み、需給や作柄変動に左右されない複数年契約をメインとした販売推進を展開しています。

なお、消費宣伝・販売促進活動では、県産米主要3銘柄を随時アピールするとともに、JAグループ栃木のコシヒカリ「とちほのか」のメディア等を活用したブランドイメージ・認知度向上の確立・



とちむすびの販売

浸透、「とちむすび」、「もぐもぐごはん部」の活動による指名購買の拡大に取り組んでいます。

4. 31年産をめぐる情勢

31年産米の作付は、国による生産数量目標の配分が廃止され2年目となりますが、生産者や集荷業者・団体が中心となり、引き続き「需要に応じた生産」に取り組む必要があります。

本会では、平成30年11月に各JAと「平成31年産米生産にかかる基本方針について」を合意形成し、生産者手取りの確保とリスク分散を視点に取り組むことを確認しました。

①主食用米作付参考値(面積)の提示

国が設定した31年産の主食用米等需要量726万トン进行踏まえ、県農業再生協議会と連携し県および市町別の作付参考値(面積)を設定・提示します。また、生産者別に作付参考値が示されるよう市町農業再生協議会を支援します。

②消費の減少と輸入へのシフト

30年産米の価格が4年前と比べ3割程度上昇するなかで、中食・外食等の実需者では価格転嫁が難航し、米使用量の調整や輸入米へのシフトで対応する動きもみられます。過去3か年の需要量は年平均で▲14万トンの減少となり、平成31年6月末及び平成32年6月末民間在庫量は、安定供給を確保できる水準(180万トン)を大幅に上回ることも危惧されます。

③水田活用米穀生産の継続と需要に応じた制度別・銘柄別の作付の取組み

31年産についても、水田活用米穀の生産に取組み主食用米の作付参考値に基づく生産を達成しつつ、実需者と結び付た契約的生産・販売への取組みを積極的に行います。JAお



消費者との交流(もぐもぐごはん部)

よび全農は、制度別銘柄別の生産・集荷目標を共有化し、生産者へ実需者から求められる銘柄の作付拡大をはかります。

④大規模生産者への農地集積と低コスト・省力化技術の普及

引き続き小規模生産者から大規模生産者・法人への農地集積は継続されることが想定されます。この流れに対し、JA・全農が連携を強化し、手取り確保とリスク分散の視点からの作付の検討・提案とともに、低コスト・省力化技術の普及・提案をすすめます。

5. 31年産米生産・集荷・販売の取組み

31年産米生産・集荷・販売については、水田農業政策の見直しや情勢変化を踏まえ、今後JA等との協議により「31年産生産・集荷・販売方針」として取組みます。そのなかで、上記3.4.の視点の反映と課題への対応を整理します。

特に31年産では、「需要に応じた生産」、複数年契約など事前契約にもとづく「契約的生産・販売」への取組みを強化します。また、これを支える広告宣伝・販売促進の取組みにより、JAグループ栃木の栃木米の認知度向上、指名購買率の向上を目指します。

さらに、生産者手取りの最大化に向け、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に対し、「実需者への直接販売」や「買取販売」の更なる拡大等に取り組めます。また、主食用米以外について、引続き水田フル活用の視点による需要に応じた水田活用米穀の作付を推進し、主食用米の需給と価格の安定および水田営農の持続性を基本として取組みます。現状と課題を踏まえ、生産者・JA及び実需者・消費者へ、しっかりと向き合い提案してまいります。引き続き、皆様方のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



とちぎ米新米記念PRイベント

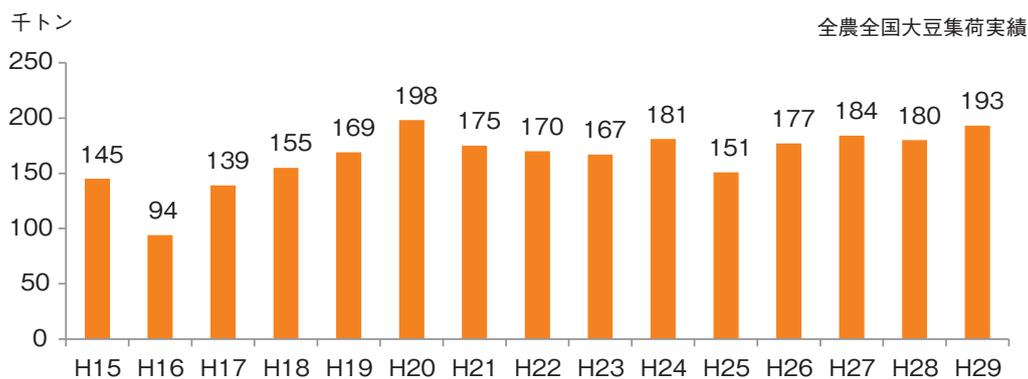
—国産大豆生産情勢—

J A 全農とちぎ 米麦部

1. 平成 29 年産大豆の集荷結果について

平成 29 年産の本会全国大豆集荷数量は約 180 千トン（前年比 107%）となった。北海道や九州地区は前年を上回る数量で推移したが、東日本地区や東海・近畿地区は、8 月の低温・日照不足や収穫期の降雨・台風等の影響を受け、平年作を下回った。北海道・九州地区の数量増の影響が大きく、東日本を中心に不作傾向も、全国的には前年を上回る実績となった。

栃木県では作付面積が微減したことに加え、天候不順の影響により集荷数量は前年を下回る約 3.3 千トンにとどまった。



2. 平成 30 年産大豆の生産動向について

(1) 全国の生産計画について

平成 30 年産の全国生産計画面積は約 118 千 ha（前年比 97%）、計画数量は約 195 千トン（5 月末基準）となっている。多品目への切替の影響により、面積は減少見込みも、前年が不作であった東日本地区の単収回復予想等もあり、数量は前年をやや上回る見込みとなった。

(2) 栃木県産の生産動向について

栃木県の作付面積は約 2,061ha（前年比 93%）、生産者数は 602 名（前年 651 名）となり、ともに前年を下回った。

栃木県産里のほほえみについては、天候不順等の影響により転換後も実力通りの実績がなかなか出ない状況ではあるが、今後も大豆作の維持拡大を図るとともに、安定多収生産の普及に努め、栃木県産大豆の品質向上と安定供給を実現したい。

平成30年産大豆の生産計画(地区別 5月末時点、10トン単位でラウンド処理済)

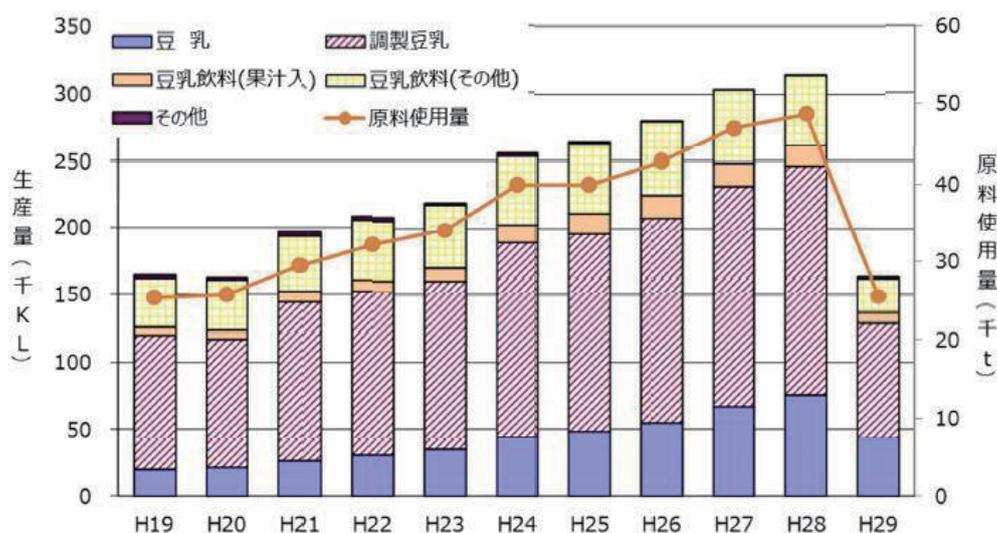
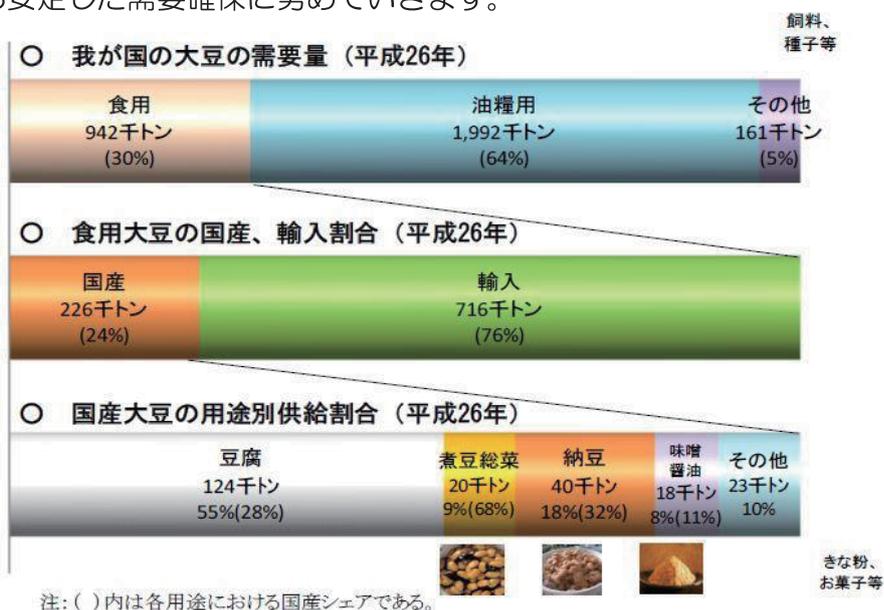
地区	作付面積 (ha) ※28, 29年産は実績				集荷見込 (トン) ※28, 29年産は実績			
	28年産	29年産	30年産	30年/29年	28年産	29年産	30年産	30年/29年
北海道	34,377	35,075	33,259	95%	57,632	71,274	68,230	96%
東日本	41,261	41,093	39,636	96%	61,780	55,234	58,730	106%
西日本	26,244	26,223	25,857	99%	33,070	34,299	33,910	99%
九州	20,146	19,743	19,600	99%	27,267	31,917	33,790	106%
合計	122,028	122,134	118,351	97%	179,749	192,724	194,670	101%

栃木県産大豆の販売拡大に向けて

○我が国の食用大豆需要に占める国産大豆の割合は3割弱にとどまっています。今後の国産大豆の販売拡大に向けて、7割強を占める輸入大豆の国産大豆への切替推進や、新たな国産大豆需要の開拓によるシェア拡大を進めています。

○近年、大豆の健康機能に注目が集まり、新しい大豆製品の開発が盛んです。中でも豆乳・豆乳関連製品は市場規模が急速に拡大しており、今後も同様の展開が続くと見込まれます。

○栃木県産大豆については、実需との早期商談を進め、複数年を含む契約販売の強化による安定した需要確保に努めていきます。



(出典) 上図：農林水産省、下図：日本豆乳協会

※平成29年は6月末まで

JA全農とちぎ

(公社)米麦改良協会情報

○平成30年度第3回理事会が開催されました。

平成30年11月12日に第3回理事会がJ Aビル大研修室で開催されました。

第1号議案の平成30年度残量処理計画（案）については、協議の結果、予算案のとおり実施することが了承されました。

報告事項として

- (1) 平成30年度上期事業報告について
- (2) 平成31年産用（30年産）種子麦生産実績及び需要見込み対応について
- (3) 2020年産用種子麦生産計画について
- (4) 平成31年産種子麦生産者価格について
- (5) 平成29年産種子事故処理負担金について
- (6) 平成30年産種子事故処理負担金について

以上の6項目を報告し、了承されました。